

○滑川市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱

令和5年4月27日告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、滑川市危険ブロック塀等除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 危険ブロック塀等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 補強コンクリートブロック造で、別表第1に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀又は門柱

イ 組積造で、別表第2に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀又は門柱

(2) 避難路 住宅から避難場所へ通じる道路をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊時における避難路を確保することを目的として、滑川市内に存する住宅に付随する危険ブロック塀等の所有者又は管理者が行う危険ブロック塀等の除却に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、市内に存する避難路に面した危険ブロック塀等の除却に要する費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、除却に要した費用に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、同一住宅につき12万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条による補助金交付申請書及び添付すべき書類の種類及び様式は、次のとおりとする。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

- (4) 危険ブロック塀等状況確認表（様式第4号）
- (5) 危険ブロック塀等であることを示す現況写真
- (6) 工事費の見積書の写し
- (7) 付近見取図
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を著しく変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長に報告してその承認又は指示を受けること。

(2) その他補助金交付の決定をする場合に市長が特に定めた条件を守らなければならないこと。

（決定の通知）

第8条 規則第6条の決定の通知は、滑川市危険ブロック塀等除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（実績報告書）

第9条 規則第12条の規定による実績報告書及び添付すべき書類の種類及び様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業完了実績報告書（様式第6号）
- (2) 事業実績書（様式第7号）
- (3) 収支決算書（様式第8号）
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 工事の着工前及び完成後の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第10条 規則第13条の確定の通知は、滑川市危険ブロック塀等除却支援事業補助金の額の確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（代理受領）

第11条 第5条の補助金の交付を受けることができる者は、危険ブロック塀等の撤去工事を施工した者に補助金を受領させること（以下「代理受領」という。）ができる。

2 前項の規定により代理受領させる場合は、委任状（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和8年告示第43号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。